

第49号議案

品川区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

1 改正理由

「第52号議案 品川区児童福祉審議会条例」および「第57号議案 品川区小児慢性特定疾病審査会条例」に関連し、児童福祉審議会および小児慢性特定疾病審査会の委員の報酬日額を定めるため、条例を改正する。

2 報酬日額

(1) 児童福祉審議会

- ・委員長 23,000円
- ・副委員長 21,000円
- ・委員 20,000円

(2) 小児慢性特定疾病審査会

- ・会長 23,000円
- ・委員 20,000円

3 改正案

別紙「新旧対照表」のとおり

4 施行期日

令和6年10月1日

品川区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																																																								
<p style="text-align: center;">○品川区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例 昭和29年3月26日条例第7号</p> <p>(委員の報酬)</p> <p>第2条 委員に対しては、別表の定めるところにより報酬を支給する。ただし、区の常勤職員である者に対しては支給しない。</p> <p style="color: red; text-align: center;"><u>付 則</u> <u>この条例は、令和6年10月1日から施行する。</u></p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">附属機関</th> <th style="width: 30%;">報酬日額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>品川区財産価格審議会</td> <td style="text-align: right;">17,000円</td> </tr> <tr> <td>品川区特別職報酬等審議会</td> <td style="text-align: right;">18,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">品川区いじめ問題調査委員会</td> <td>委員長</td> <td style="text-align: right;">23,000円</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td style="text-align: right;">20,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">品川区情報公開審議会</td> <td>会長</td> <td style="text-align: right;">22,000円</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td style="text-align: right;">20,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">品川区個人情報保護審議会</td> <td>会長</td> <td style="text-align: right;">22,000円</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td style="text-align: right;">20,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">品川区行政不服審査会</td> <td>会長</td> <td style="text-align: right;">22,000円</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td style="text-align: right;">20,000円</td> </tr> <tr> <td>品川区生活安全協議会</td> <td style="text-align: right;">14,000円</td> </tr> </tbody> </table>	附属機関	報酬日額	品川区財産価格審議会	17,000円	品川区特別職報酬等審議会	18,000円	品川区いじめ問題調査委員会	委員長	23,000円	委員	20,000円	品川区情報公開審議会	会長	22,000円	委員	20,000円	品川区個人情報保護審議会	会長	22,000円	委員	20,000円	品川区行政不服審査会	会長	22,000円	委員	20,000円	品川区生活安全協議会	14,000円	<p style="text-align: center;">○品川区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例 昭和29年3月26日条例第7号</p> <p>(委員の報酬)</p> <p>第2条 委員に対しては、別表の定めるところにより報酬を支給する。ただし、区の常勤職員である者に対しては支給しない。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">附属機関</th> <th style="width: 30%;">報酬日額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>品川区財産価格審議会</td> <td style="text-align: right;">17,000円</td> </tr> <tr> <td>品川区特別職報酬等審議会</td> <td style="text-align: right;">18,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">品川区いじめ問題調査委員会</td> <td>委員長</td> <td style="text-align: right;">23,000円</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td style="text-align: right;">20,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">品川区情報公開審議会</td> <td>会長</td> <td style="text-align: right;">22,000円</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td style="text-align: right;">20,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">品川区個人情報保護審議会</td> <td>会長</td> <td style="text-align: right;">22,000円</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td style="text-align: right;">20,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">品川区行政不服審査会</td> <td>会長</td> <td style="text-align: right;">22,000円</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td style="text-align: right;">20,000円</td> </tr> <tr> <td>品川区生活安全協議会</td> <td style="text-align: right;">14,000円</td> </tr> </tbody> </table>	附属機関	報酬日額	品川区財産価格審議会	17,000円	品川区特別職報酬等審議会	18,000円	品川区いじめ問題調査委員会	委員長	23,000円	委員	20,000円	品川区情報公開審議会	会長	22,000円	委員	20,000円	品川区個人情報保護審議会	会長	22,000円	委員	20,000円	品川区行政不服審査会	会長	22,000円	委員	20,000円	品川区生活安全協議会	14,000円
附属機関	報酬日額																																																								
品川区財産価格審議会	17,000円																																																								
品川区特別職報酬等審議会	18,000円																																																								
品川区いじめ問題調査委員会	委員長	23,000円																																																							
	委員	20,000円																																																							
品川区情報公開審議会	会長	22,000円																																																							
	委員	20,000円																																																							
品川区個人情報保護審議会	会長	22,000円																																																							
	委員	20,000円																																																							
品川区行政不服審査会	会長	22,000円																																																							
	委員	20,000円																																																							
品川区生活安全協議会	14,000円																																																								
附属機関	報酬日額																																																								
品川区財産価格審議会	17,000円																																																								
品川区特別職報酬等審議会	18,000円																																																								
品川区いじめ問題調査委員会	委員長	23,000円																																																							
	委員	20,000円																																																							
品川区情報公開審議会	会長	22,000円																																																							
	委員	20,000円																																																							
品川区個人情報保護審議会	会長	22,000円																																																							
	委員	20,000円																																																							
品川区行政不服審査会	会長	22,000円																																																							
	委員	20,000円																																																							
品川区生活安全協議会	14,000円																																																								

改正後			改正前		
品川区青少年問題協議会		14,000円	品川区青少年問題協議会		14,000円
品川区子ども・子育て会議	会長	23,000円	品川区子ども・子育て会議	会長	23,000円
	副会長	20,000円		副会長	20,000円
	委員	14,000円		委員	14,000円
<u>品川区児童福祉審議会</u>	<u>委員長</u>	<u>23,000円</u>			
	<u>副委員長</u>	<u>21,000円</u>			
	<u>委員</u>	<u>20,000円</u>			
品川区奨学金運営委員会		23,000円	品川区奨学金運営委員会		23,000円
品川区民生委員推薦会		14,000円	品川区民生委員推薦会		14,000円
品川区障害者介護給付費等支給審査会	会長	20,000円	品川区障害者介護給付費等支給審査会	会長	20,000円
	医療系の委員	19,000円		医療系の委員	19,000円
	その他の委員	12,000円		その他の委員	12,000円
	(委員が合議体の長となる場合に あつては、20,000円)			(委員が合議体の長となる場合に あつては、20,000円)	
品川区介護保険制度推進委員会	委員長	20,000円	品川区介護保険制度推進委員会	委員長	20,000円
	委員	14,000円		委員	14,000円
品川区介護認定審査会	会長	20,000円	品川区介護認定審査会	会長	20,000円
	医療系の委員	19,000円		医療系の委員	19,000円
	その他の委員	12,000円		その他の委員	12,000円
	(委員が合議体の長となる場合に あつては、20,000円)			(委員が合議体の長となる場合に あつては、20,000円)	
品川区公害健康被害認定審査会	会長	23,000円	品川区公害健康被害認定審査会	会長	23,000円
	委員	20,000円		委員	20,000円
品川区公害健康被害補償診療報酬審	会長	23,000円	品川区公害健康被害補償診療報酬審	会長	23,000円

改正後			改正前		
査会	委員	20,000円	査会	委員	20,000円
品川区大気汚染障害者認定審査会	会長	23,000円	品川区大気汚染障害者認定審査会	会長	23,000円
	委員	20,000円		委員	20,000円
<u>品川区小児慢性特定疾病審査会</u>	<u>会長</u>	<u>23,000円</u>			
	<u>委員</u>	<u>20,000円</u>			
品川区国民健康保険事業の運営に関する協議会		14,000円	品川区国民健康保険事業の運営に関する協議会		14,000円
品川区感染症診査協議会	委員長	23,000円	品川区感染症診査協議会	委員長	23,000円
	委員	20,000円		委員	20,000円
品川区都市計画審議会	会長	23,000円	品川区都市計画審議会	会長	23,000円
	学識経験委員	20,000円		学識経験委員	20,000円
	その他の委員	14,000円		その他の委員	14,000円
品川区景観審議会	会長	23,000円	品川区景観審議会	会長	23,000円
	学識経験委員	20,000円		学識経験委員	20,000円
	その他の委員	14,000円		その他の委員	14,000円
品川区空き家等適正管理審議会	会長	23,000円	品川区空き家等適正管理審議会	会長	23,000円
	学識経験委員	20,000円		学識経験委員	20,000円
	その他の委員	14,000円		その他の委員	14,000円
品川区建築紛争調停委員会		21,000円	品川区建築紛争調停委員会		21,000円
品川区建築審査会	会長	26,000円	品川区建築審査会	会長	26,000円
	委員	23,000円		委員	23,000円
	専門調査員	21,000円		専門調査員	21,000円
品川区廃棄物減量等推進審議会	会長	20,000円	品川区廃棄物減量等推進審議会	会長	20,000円
	委員	17,000円		委員	17,000円

改正後			改正前		
	(議員が委員の場合にあつては、14,000円)			(議員が委員の場合にあつては、14,000円)	
品川区防災会議		14,000円	品川区防災会議		14,000円
品川区国民保護協議会		14,000円	品川区国民保護協議会		14,000円
品川区債権管理審議会	会長	26,000円	品川区債権管理審議会	会長	26,000円
	委員	23,000円		委員	23,000円
品川区社会教育委員	議長	15,000円	品川区社会教育委員	議長	15,000円
	委員	14,000円		委員	14,000円
品川区文化財保護審議会	会長	19,000円	品川区文化財保護審議会	会長	19,000円
	委員	17,000円		委員	17,000円
	(議員が委員の場合にあつては、14,000円)			(議員が委員の場合にあつては、14,000円)	
品川区いじめ対策委員会	委員長	23,000円	品川区いじめ対策委員会	委員長	23,000円
	委員	20,000円		委員	20,000円